

名古屋港管理組合公報

平成26年 3月31日

(月曜日)

号外第283号

目次

条 例

○特別職の職員及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	1
○給与条例の一部を改正する条例	1
○予算の執行に関する管理者の調査等の対象となる法人を定める条例	3
○消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例	4

規 則

○給与条例施行規則の一部を改正する規則	7
○名古屋港ポートビル条例施行規則の一部を改正する規則	7

雑 報

○名古屋港管理組合副管理者の失職	8
○名古屋港管理組合副管理者の任期満了	8

条 例

○ 特別職の職員及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
平成二十六年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合条例第一号

特別職の職員及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員及び職員の給与の特例に関する条例（平成二十五年名古屋港管理組合条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

第三条中「平成二十五年十二月一日から平成二十六年三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）」を「特例期間」に改め、同条第一号中「百分の五」を「百分の四」に改め、同条第二号中「百分の四」を「百分の三」に改め、同条第三号中「百分の三」を「百分の二」に改める。

第四条中「特定期間」を「特例期間」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

○ 給与条例の一部を改正する条例を公布する。
平成二十六年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合条例第二号

給与条例の一部を改正する条例

給与条例（昭和二十七年名古屋港管理組合条例第五号）の一部を次のように改正する。
別表第二を次のように改める。

別表第2 (第5条関係)

行政職等給料表

職務の級	給料月額	
1級	144,500	円
2級	180,600	
3級	207,800	
4級	223,300	
5級	253,500 (269,900)	
6級	276,600	
7級	291,700 (310,600)	
8級	342,500 (373,900)	
9級	422,900	

備考

- この表の5級の括弧内の金額は、5級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。

附則

(施行期日)

- この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)附則第十九条(同法附則第十九条の二の規定により読み替える場合を含む。)に規定する退職共済年金を支給する年齢に達した日の属する年度の翌年度以後の期間における職員に対するこの条例による改正後の給与条例第五条第一項第二号の規定の適用については、同号中「別表第二」とあるのは、「給与条例の一部を改正する条例(平成二十六年名古屋港管理組合条例第二号)附則別表」とする。

附則別表

行政職等給料表

職務の級	給料月額
1級	137,400 円
2級	171,700
3級	197,500
4級	209,500
5級	241,600 (255,500)
6級	262,900
7級	277,300 (295,300)
8級	325,600 (355,400)
9級	402,000

備考

- この表の5級の括弧内の金額は、5級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。

予算の執行に関する管理者の調査等の対象となる法人を定める条例を公布する。

平成二十六年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合条例第三号

予算の執行に関する管理者の調査等の対象となる法人を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第五百五十二条第一項第三号及び第四項第二号の規定に基づき、予算の執行に関する管理者の調査等の対象となる法人を定めるものとする。

(令第五百五十二条第一項第三号の条例で定める法人)

第二条 令第五百五十二条第一項第三号の条例で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 本組合が資本金、基本金その他これらに準ずるもの(以下「資本金等」という。)の四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

二 本組合及び一又は二以上の令第五百五十二条第一項第二号に掲げる法人(同条第二項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。)が資本金等の四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

(令第五百五十二条第四項第二号の条例で定める法人)

第三条 令第五百五十二条第四項第二号の条例で定める法人は、本組合がその者のためにその資本金等の四分の一に相当する額以上二分の一に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 第二条及び第三条の規定は、これらの規定に定める法人の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の三第二項の規定による事業の計画に関する書類の作成及び議会への提出については当該法人の施行日以後最初に終了する事業年度分から、それらの法人の同項の規定による決算に関する書類の作成及び議会への提出については当該法人の施行日前最後に終了した事業年度分から適用する。

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。
平成二十六年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合条例第四号

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

(名古屋港管理組合港湾施設条例の一部改正)

第一条 名古屋港管理組合港湾施設条例(昭和三十六年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表係船岸壁の項中「十円五十五銭」を「十円八十五銭」に、「七円三銭」を「七円二十三銭」に、「八円五十六銭」を「八円八十銭」に、「五円七十二銭」を「五円八十七銭」に、「二円八十五銭」を「二円九十三銭」に改め、同表係船浮標の項中「場合 四千二百四十円」を「場合 四千三百六十円」に、「二千八百二十円」を「二千九百円」に、「八千四百八十円」を「八千七百二十円」に、「五千六百五十円」を「五千八百十円」に、「一万二千七百十円」を「一万三千七十円」に、「一万九千九十円」を「一万九千六百三十円」に、「一万二千七百五十円」を「一万三千九十円」に、「三万八千四百十円」を「三万九千二百五十円」に、「二万五千四百五十円」を「二万六千七百十円」に改め、同表ひき船係留施設の項中「四万五千五百円」を「四万六千三百円」に改め、同表上屋及び上屋附属託所の項中「三十二円五十五銭」を「三十三円四十八銭」に、「二十七円三十三銭」を「二十八円八銭」に、「二十二円五銭」を「二十二円六十八銭」に、「四百八十三円」を「四百九十六円八十銭」に、「四百九円五十銭」を「四百二十一円二十銭」に、「三百五十五円」を「三百三十四円」に、「四十二円」を「四十三円二十銭」に、「二十五円二十銭」を「二十五円九十二銭」に、「九百三円」を「九百二十八円八十銭」に、「八百十九円」を「八百四十二円四十銭」に、「七百十四円」を「七百三十四円四十銭」に改め、同表荷さばき地、荷さばき地附属水道施設及び荷さばき地附属託所の項中「十二円十八銭」を「十二円五十二銭」に、「十二円十三銭」を「十二円四十四銭」に、「十円八銭」を「十円三十六銭」に、「九円三銭」を「九円二十八銭」に、「七円九十八銭」を「八円二十銭」に、「五百九十八円五十銭」を「六百五十五円六十銭」に、「四十六円二十銭」を「四十七円五十二銭」に、「四十二円八十四銭」を「四十四円六銭」に改め、同表野積場の項中「百五十八円五十五銭」を「百六十三円八銭」に、「百五十三円三十銭」を「百五十七円六十八銭」に、「百四十二円八十銭」を「百四十六円八十八銭」に改め、同表貯木場の項中「二円六十九銭」を「二円七十三銭」に、「二円七銭」を「二円十二銭」に、「二円六十四銭」を「二円七十二銭」に、「三円三十一銭」を「三円四十銭」に、「五円五十六銭」を「五円七十一銭」に、「七円五十八銭」を「七円七十九銭」に、「二十三円六十六銭」を「二十四円三十三銭」に、「九十四円七十七銭」を「九十七円四十七銭」に、「百四十六円四十三銭」を「百五十円六十一銭」に改め、同表荷役機械の項中「五万二千五百円」を「五万四千円」に、「四万七千二百五十円」を「四万八千六百円」に、「九千五百五十五円」を「九千八百二十八円」に改め、同表電気施設の項中「二千五百二十円」を「二千五百九十二円」に改め、同表運河の項中「六百八十三円」を「七百二十円」に、「三千九百七十五円」を「四千八十八円」に、「二十二円五銭」を「二十二円六十八銭」に改め、同表鉄道基盤施設の項中「二百十四円二十銭」を「二百二十円三十二銭」に改め、同表備考第二号中「四百二十円」を「四百三十二円」に改める。

(名古屋港湾会館条例の一部改正)

第二条 名古屋港湾会館条例(昭和三十六年名古屋港管理組合条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表利用料金(単位円)の欄を次のように改める。

利用料金	
一〇、二〇〇円	
一二、三〇〇円	
一五、四〇〇円	
二八、八〇〇円	
三、四〇〇円	
四、六〇〇円	
六、一〇〇円	
七、二〇〇円	
九、二〇〇円	
一九、五〇〇円	
二、一〇〇円	
二、七〇〇円	
五、一〇〇円	
六、六〇〇円	
八、七〇〇円	
一六、四〇〇円	
一、七〇〇円	

二、六〇〇円
三、〇〇〇円
四、一〇〇円
五、一〇〇円
一、一、三〇〇円
一、〇〇〇円
一、五〇〇円

(名古屋港管理組合入港料条例の一部改正)

第三条 名古屋港管理組合入港料条例(昭和五十一年名古屋港管理組合条例第十号)の一部を次のように改正する。
 第三条中「十三銭」を「二十二銭」に改める。

(名古屋港管理組合臨港緑地条例の一部改正)

第四条 名古屋港管理組合臨港緑地条例(昭和五十八年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。
 別表ゴルフ場の項中「八、四〇〇円」を「八、六〇〇円」に、「一三、四〇〇円」を「一三、七〇〇円」に改める。

(名古屋港ポルトビル条例の一部改正)

第五条 名古屋港ポルトビル条例(昭和五十九年名古屋港管理組合条例第三号)の一部を次のように改正する。
 別表第二利用料金の欄を次のように改める。

利 用 料 金	
	五、九〇〇円
	七、三〇〇円
	九、四〇〇円
	一九、五〇〇円
	六、四〇〇円
	七、九〇〇円
	一〇、二〇〇円
	一一、二〇〇円
	二、五〇〇円
	三、一〇〇円
	四、一〇〇円
	八、六〇〇円
	五、五〇〇円
	六、七〇〇円
	八、八〇〇円
	一八、三〇〇円
	二、四〇〇円
	三、〇〇〇円
	三、九〇〇円
	八、一〇〇円
	一〇、二〇〇円
	一二、七〇〇円
	一五、七〇〇円
	一九、六〇〇円
八〇〇円以内で規則で定める額	
四、〇〇〇円以内で規則で定める額	
一、三〇〇円以内で規則で定める額	

三十分までごとに一五〇円以内で規則で定める額。
 ただし、二十四時間までごとに一、二〇〇円以内で
 規則で定める額を上限とする。
 一、二〇〇円以内で規則で定める額
 二〇、五〇〇円以内で規則で定める額

(名古屋港水族館条例の一部改正)

第六条 名古屋港水族館条例(平成四年名古屋港管理組合条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表水族館にのみ入館する場合の項中「五、〇〇〇円」を「五、一〇〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、六〇〇円」に改める。

(名古屋港の港湾区域内又は港湾隣接地域内における行為の許可に関する条例の一部改正)

第七条 名古屋港の港湾区域内又は港湾隣接地域内における行為の許可に関する条例(平成十二年名古屋港管理組合条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表土砂採取料の項中「二百十円」を「二百十六円」に改める。

(新舞子ボートパーク条例の一部改正)

第八条 新舞子ボートパーク条例(平成十八年名古屋港管理組合条例第八号)の一部を次のように改正する。

別表第二係留施設の項中「二万円」を「二万二千元」に、「十二万円」を「十二万二千四百円」に、「七千五百円」を「七千七百円」に、「九万円」を「九万二千四百円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年五月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(名古屋港管理組合港湾施設条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の名古屋港管理組合港湾施設条例(以下「改正後の条例」という。)別表荷さばき地、荷さばき地附属水道施設及び荷さばき地附属詰所の項の規定の適用については、施行日から規則で定める日までの間、同項中「十二円五十二銭」とあるのは「十二円十九銭」と、「十一円四十四銭」とあるのは「十一円十一銭」と、「十円三十六銭」とあるのは「十円三銭」と、「九円二十八銭」とあるのは「八円九十五銭」と、「八円二十銭」とあるのは「七円八十七銭」と、「四十七円五十二銭」とあるのは「四十四円八十一銭」と、「四十四円六銭」とあるのは「四十三円八銭」とする。

3 改正後の条例別表野積場の項の規定の適用については、施行日から規則で定める日までの間、同項中「百六十二円八銭」とあるのは「百五十七円六十八銭」と、「百五十七円六十八銭」とあるのは「百五十四円四十四銭」と、「百四十六円八十八銭」とあるのは「百四十三円六十四銭」とする。

4 改正後の条例別表貯木場の項の規定の適用については、施行日から規則で定める日までの間、同項中「二円七十三銭」とあるのは「二円六十七銭」と、「二円十二銭」とあるのは「二円六銭」と、「二円七十一銭」とあるのは「二円六十三銭」と、「三円四十銭」とあるのは「三円三十銭」と、「五円七十一銭」とあるのは「五円五十三銭」と、「七円七十九銭」とあるのは「七円五十三銭」と、「二十四円三十三銭」とあるのは「二十三円六十四銭」と、「九十七円四十七銭」とあるのは「九十一円九十三銭」と、「百五十円六十一銭」とあるのは「百四十三円三十四銭」とする。

5 改正後の条例別表電気施設の項の規定の適用については、施行日から規則で定める日までの間、同項中「二千五百九十二円」とあるのは、「二千五百七十七円」とする。

6 改正後の条例別表運河の項の規定の適用については、施行日から規則で定める日までの間、同項中「七百二円」とあるのは「六百七十四円」と、「四千八十八円」とあるのは「三千九百三十四円」と、「二十二円六十八銭」とあるのは「二十一円六十銭」とする。

7 改正後の条例の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

8 前項の規定にかかわらず、係船岸壁、係船浮標、荷役機械又は電気施設の使用時間が、施行日前から施行日以後にわたる使用に対する当該各施設の使用料の額(当該使用に対する使用料の額の計算の基礎となる単位時間が施行日以後のみに係る部分の使用料の額を除く。)については、なお従前の例による。

(名古屋港の港湾区域内又は港湾隣接地域内における行為の許可に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

9 第七条の規定による改正後の名古屋港の港湾区域内又は港湾隣接地域内における行為の許可に関する条例の規定は、施行日以後に許可を受ける者の当該許可に係る土砂採取料について適用し、施行日前に許可を受けた者の当該許可に係る土砂採取料については、なお従前の例による。

規 則

給与条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十六年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第一号

給与条例施行規則の一部を改正する規則

給与条例施行規則（昭和二十七年名古屋港管理組合規則第三号）の一部を次のように改正する。
第一条の五第一項中「給与期間」の下に「（以下「給与期間」という。）」を加える。
第六条を次のように改める。

（扶養手当の確認）

第六条 任命権者は、現に扶養手当の支給を受けている職員が条例第九条第一項の職員たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを当該職員に扶養親族の認定に必要と認める扶養事実等を証明するに足る証拠書類の提出を求める等の方法により、随時確認するものとする。

第九条第一項中「月の」を「給与期間（以下「減額給与期間」という。）の」に改め、同項ただし書中「職員が給料の支給日前において退職し、又は死亡したときは、その際」を「これにより難い場合等やむを得ない理由が生じた場合には、速やかに」に、「行なう」を「行う」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の場合において、一の減額給与期間における条例第十三条各項の規定により減額する額の合計額が当該減額給与期間の条例第十九条に規定する合計額（以下「勤務一月当たりの給与額」という。）を超えるとき又は当該減額給与期間の正規の勤務時間の全時間が減額の基礎となる時間であるときの減額する額は、勤務一月当たりの給与額とする。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

名古屋港ポートビル条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十六年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者
名古屋市長 河村 たかし

名古屋港管理組合規則第二号

名古屋港ポートビル条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋港ポートビル条例施行規則（昭和五十九年名古屋港管理組合規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第五三一月一台を利用単位とする駐車場の表（全日使用の駐車場の表中「一六、〇〇〇円」を「一六、四〇〇円」に、「二二、〇〇〇円」を「二二、三〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二〇、二〇〇円」に改め、同表（利用日指定の駐車場の表中「八、一〇〇円」を「八、三〇〇円」に、「九、〇〇〇円」を「九、二〇〇円」に、「六、七〇〇円」を「六、八〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年五月一日から施行する。

雑 報

名古屋港管理組合副管理者名古屋市副市長入倉憲二は、平成26年 3月31日同市副市長を退職したことにより、名古屋港管理組合規約第11条第 5項の規定に基づき、同日をもって副管理者の職を失った。

名古屋港管理組合副管理者愛知県副知事片桐正博は、平成26年 3月31日任期満了した。

発行所 名古屋市港区港町 1 番11号

名古屋港管理組合